

令和5年度第2回旭川市子ども・子育て審議会
放課後児童健全育成事業専門部会

- 日 時 令和6年3月12日（火）午後6時30分～午後7時50分
- 場 所 旭川市総合庁舎7階 大会議室B
- 出席委員 浅野委員，貝沼委員，片桐委員，佐々木委員
佐藤（貴）委員，梁川委員，猫山委員 （五十音順）
- 事務局 子育て支援部
こども育成課 宮川課長，高嶋課長補佐
こども事業係 澤田主査，中村，遠藤
- 傍聴者 0名
- 議事概要

【議事】

審議事項

「次期放課後児童クラブの民間委託における委託内容について」

ア 委託内容について

※事務局から，資料「次期放課後児童クラブの民間委託における委託内容について」に基づき，令和7年度以降の委託内容について現契約と比較しながら，業務分担の変更内容や児童クラブ費，ブロック割りや支援員の処遇改善に係る考え方について説明した。

（委員）	救命救急講習は行われていないのか。インターネットを利用した動画による研修受講は必須なのか。
（事務局）	年間約10回行われている定期的な研修においては救命救急講習は行われていない。支援員が自由に閲覧可能な職員用コンテンツに設置している研修動画に救命救急についての準備もあるが，受講は必須とはしていない。
（委員）	児童クラブ費について，過度な徴収額とまらない範囲とあるが，その金額の見通しは，2,000円を超えることもあり得るか。ニーズの多様化に対応する等が変更の理由なのか。
（事務局）	直営の時より児童クラブ費を定める市の規程が変わっておらず，クラブ間で金額が異なることを解消し，受託者が裁量を持てる制度としたい。
（委員）	処遇改善の必要性については，支援員から現在の市の会計年度任用職員に準じてほしいという意見や柔軟な勤務体系の導入の必要性についての意見があったのか。勤務時間や給与の問題で若い世代の支援員のなり手が少ないのか。大幅な改善までの必要は無く，市の会計年度任用職員の基準まで改善されればよいのでは。
（事務局）	柔軟な勤務体系については，支援員向けアンケートにおいても，若い人が働けるよう，週29時間を超える労働の勤務体制等の意見があった。

(事務局)	処遇改善については、委託前の非常勤嘱託職員と、現在の市の会計年度任用職員との給与差や賞与の支給について、どこまで差を無くせるか庁内で協議をしていきたい。
(委員)	業務分担の変更について、除排雪等は場所によって金額が異なることで、通うクラブやブロックで児童クラブ費の負担額が変わってくるのか。
(事務局)	光熱水費や除排雪の費用については、児童クラブ費ではなく、運営に係る委託費から受託者が支出することになるため、これにより業務分担の変更後も児童クラブ費が変動することはない。
(委員)	現行の支援員勤務体系が資料で示されているが、勤務体系の水準や待遇を低下させずに、フルタイム勤務等の勤務時間や体系が変わる可能性があるということか。様々な勤務体系の職員がバランス良く配置されれば良いと思う。
(事務局)	事業者の提案によって変わることはある。
(委員)	児童クラブの開会時間について、遅い時間までの保育の要望はあるのか。
(委員)	自身も以前、子供を児童クラブに通わせており、仕事の都合で18時30分に迎えに行けなかったため、一人帰りできる時間まで利用していた。18時まで仕事をしている方には30分で迎えに行くことが困難ではないか。19時まで開会時間が延長されれば、歓迎する保護者も多いのでは。
(事務局)	保育園は19時まで対応していることもあり、アンケート結果においても開会時間の延長を望む声はある。
(委員)	受託者と契約した後に、コロナ禍のようにイレギュラー対応せざるを得ない場合や、委託期間中に光熱水費が高騰することもあり得るが、委託途中で委託内容の見直しは可能か。全く受け付けないのか。
(事務局)	受託者との協議により見直しはあり得る。コロナ禍の令和2年に開会時間を2時間前倒しした際は、新たに契約を結んだり、クラブ数の増減によって契約変更を行っているところである。
(部会長)	令和7年度以降の委託内容について事務局案のとおりとする。ただし、開会時間の延長について意見があったことを付す。

イ 審査基準の考え方について

※事務局から、資料に基づき審査基準の考え方について説明した。

(委員)	公募型プロポーザルを実施する場合の審査項目について、次回の部会が答申案の審議なので、審査会当日まで審査項目の配点がわからないのか。点数配分については、どの項目を重要視しているか。
(事務局)	資料の審査項目は前回開催のものである。配点で最も大きかった項目は、大項目では「管理運営に関する項目」であり、小項目では「提供プログラムについて」であった。この前回の審査項目を採用しつつ、大項

(事務局)	目に「委員加点」と小項目で現契約における課題に対応できる等の視点を追加することを検討している。
(委員)	審査項目が大きく変わらない理由は、委託開始から現在まで、受託業者がしっかりと運営を行ってきたからということか。
(事務局)	そのとおりである。
(委員)	一部の項目の採点が極端に低い際は、他の項目の点数が高い場合であっても、受託者として選定しないルールとしても良い。
(部会長)	公募型プロポーザルを実施する場合の審査基準の考え方について、事務局案のとおりとする。 ただし審査項目や、これまでに審議してきたことについて、更に追加したい項目や意見があれば、明後日の部会までに検討し、答申案の審議の前に委員が意見を述べる時間を作ること。

【その他】

第1回、第2回の審議を踏まえ、事務局において答申案をまとめ、その答申案について3月14日（木）に審議することとして閉会した。